

平成22年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

招 集 年 月 日 平成22年 9月13日

招 集 場 所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場

開 会 (開議) 平成22年 9月13日(月) 9時37分 宣告

会議録署名議員の氏名 12番 池田信博 議員 13番 吉田政司 議員

1、出席議員

1番 安部大助	7番 齋藤昭一	13番 吉田政司
2番 前田芳樹	8番 石田茂春	14番 福田晃
3番 平田文夫	9番 高宮陽一	15番 安部和子
4番 齋藤幸廣	10番 米澤壽重	16番 松森豊
5番 是津輝和	11番 遠藤義光	
6番 小野昌士	12番 池田信博	

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田和久	農林水産課長 山崎龍一
副 町 長 門脇裕	下水道課長 中前千之
教 育 長 藤田勲	建設課長 井川善寿
総 務 課 長 渡部國彦	水道課長 大庭孝久
会 計 管 理 者 嶽野正弘	総務学校教育課長 岩水守
企画財政課長 齋藤福昌	生涯学習課長 高梨康二
税 務 課 長 池田高世偉	布施支所長 山川由夫
町 民 課 長 佐々木秋幸	五箇支所長 村上和弘
福 祉 課 長 村上静夫	都万支所長 石川伸吉
保 健 課 長 阿部真澄	総務課長補佐 渡部誠
環 境 課 長 浅生久	財政係長 鳥井登
観光商工課長 吉田誠	監査委員 大西利明
定住対策課長 岡田清明	

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 大上博人 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 3人

1、町長提出議案の題目

報告第 9 号 継続費精算報告書について

報告第 10 号 隠岐の島町教育委員会事業の点検評価について

報告第 11 号 (株)あいらんどの経営状況について

議 第 83 号 平成 22 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 2 号)

議 第 84 号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)

議 第 85 号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第 2 号)

議 第 86 号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第 2 号)

議 第 87 号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算(第 2 号)

議 第 88 号 平成 22 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

議 第 89 号 平成 22 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計補正予算(第 1 号)

議 第 90 号 平成 22 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 2 号)

議 第 91 号 平成 22 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 1 号)

議 第 92 号 隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議 第 93 号 隠岐の島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議 第 94 号 隠岐の島町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例

議 第 95 号 隠岐の島町牛突きセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第 96 号 隠岐の島町駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第 97 号 隠岐の島町町民運動場設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第 98 号 隠岐の島町町民体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第 99 号 隠岐の島町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第 100 号 隠岐の島町児童館設置及び管理条例を廃止する条例

- 議 第 101 号 工事請負契約の締結について〔島後清掃センター排ガス分析装置更新工事〕
- 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 認定第 1 号 平成 21 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 21 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 平成 21 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 平成 21 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 平成 21 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 21 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 平成 21 年度隠岐の島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 平成 21 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9 号 平成 21 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 10 号 平成 21 年度隠岐の島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 11 号 平成 21 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 12 号 平成 21 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 13 号 平成 21 年度隠岐の島町中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 14 号 平成 21 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 15 号 平成 21 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議事の経過

議長(米澤壽重)

ただ今から、平成22年第3回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

(開 議 宣 告 9 時 3 7 分)

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 118 条の規定により 12 番：池田信博 議員、13番：吉田政司 議員を指名いたします。

日 程 第 2、会 期 の 決 定

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月29日までの9日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

従いまして、会期は本日から9月28日までの16日間に決定しました。

日 程 第 3、諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る平成22年第3回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なるものについて、ご報告申し上げます。

7月16日には、ジェット機の初便にあわせ、就航5周年の記念行事が行われ出席いたしました。

7月22日から24日にかけて、総務産業建設常任委員会が愛媛県四国中央市に行政視察を行いました。又、8月4日から8月6日にかけては、教育民生常任委員会が伊勢市教育委員会に行政視察を行っております。この件につきましては、改めて各委員長より報告をいただきます。

7月31日には恒例となりました、東京の世田谷まつりが開催され、私が参加いたしました。

当日は世田谷区の方々と意見交換会も行われ、交流を深めて参ったところでございます。

8月3日には、全員協議会が開催され、行財政改革実施計画案や7月豪雨災害の状況など9件の案件についての報告、また、質疑等が行われました。

また、午後には、議会運営委員会が開催され、9月定例会の日程等について協議が行われ

ております。

8月15日には、「隠岐の島町成人式」が挙行され、新成人198名の内、122名の出席があり、議会からは、正副議長、各常任委員長が出席しお祝いをしたところであります。

8月29日には12年ぶりとなる消防操法大会が旧隠岐空港を会場として行なわれ、議員各位と共に出席いたしました。

当日は、各地域から10チームがエントリーされ、見事那久チームが1位、2位を獲得いたしました。炎天下の中、団員の皆様の血気果敢な姿を拝見し、頼もしく感じたところでございます。今後益々のご精進をお願いいたします。

8月31日から9月1日にかけては、本町において全国闘牛サミットが開催され参加いたしました。それぞれの地域の闘牛の取り組みについて、有意義な意見交換が行われました。

9月3日には、松江市において連合中国ブロックによる第4回竹島の領土権確立を求める集いが開催され、町長とともに出席いたしました。

9月6日には、議会運営委員会が開催され、本定例会の日程等、確認されたところであります。

次に、「議員派遣について」であります。休会中に別紙のとおり、2件の議員派遣がありましたので、ご報告いたします。

最後に、請願及び陳情書についてであります。本日までにそれぞれ1件の請願書・陳情書を受理いたしました。

お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧ください。

以上で「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4、行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

平成22年第3回・隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

有史以来とも報道されました猛暑でございましたが、先の台風の通過とともに幾分か和らいでまいりまして、早朝の清々しい空気が秋の訪れを感じさせてくれるような今日この頃で

ございますが、議員各位には、益々ご壮健のご様子なによりでございます。

本日は、平成 22 年第 3 回隠岐の島町議会定例会を招集させて頂きましたが、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませずご出席を賜わりまして誠にありがとうございます。

本議会は、平成 22 年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の一部改正、並びに平成 21 年度決算認定案件など 38 件の諸議案をご提案させて頂きました。

どうか、充分なるご審議を頂きますと同時に、私ども執行部に対しまして適切なご指導ご支援を賜りますように、何卒よろしくお願いを申し上げます。

それでは、6 月に開催をさせて頂きました第 2 回定例会以降の主な事項につきまして、ご報告をさせて頂きます。

先ず、「国土交通大臣杯 第 3 回全国離島交流中学生野球大会」につきまして、ご報告申し上げます。

ご案内のように、昨年本町で開催されました国土交通大臣杯全国離島交流中学生野球大会の第 3 回大会でございましたが、去る 8 月 19 日から 21 日にかけて、鹿児島県の種子島の西之表市、中種子町及び南種子町の 1 市 2 町におきまして、全国の離島代表 17 チームが今年は参加をいたしました。昨年は 16 チーム、1 チームが増えていますが、盛大に開催されたところであります。

本町からは、西郷中学校、西郷南中学校と五箇中学校の 3 年生が選抜でございましたが、「隠岐の島あんやらず」ということで、向こうに行きましたら「あんやらずってなんですか。」と、皆さんから聞かれましたが、そのチームで結成をいたしまして、13 名の選手、16 名の保護者の方々、そして監督・コーチで参加をいたしまして、離島間交流、そして第 1 回大会に続く 2 度目の優勝を目指し、出場いたしました。

ご案内のとおり、本町のチームは激戦を勝ち抜き、見事優勝することができまして、優勝旗を再び持ち帰りまして、玄関ホールに掲げているところでございます。そういったところで関係者一同、大変喜んでいらっしゃるところでございます。

ご案内のとおり、大会提唱者の村田兆治さんからは、保護者の方がこんなに多く参加しているところは他にございませんでした。応援賞も隠岐だということでお褒めの言葉を頂いたところでございました。

この大会を通じまして、参加しました一人ひとりが様々に「島」を感じ、我が島「隠岐の島」の良さを再認識し、ふるさと隠岐を想う気持ちが一層強まったのではないかと思うところでございます。

また、中学生たちが誇りの持てる島でありますよう、これからも努力してまいりたいこのように考えているところでございます。

次に、次期超高速船導入に関する検討状況につきまして、ご報告を申し上げます。

この件に関しましては、8月3日の全員協議会におきまして、5月27日までの検討状況をご報告させて頂きましたが、その後、それまでの合意事項に基づきました検討を更に進めてまいりました。その結果、去る8月27日に、隠岐広域連合会議室におきまして、隠岐島4カ町村、隠岐広域連合、隠岐汽船株式会社の3者が、次期超高速船の導入につきまして基本5項目を確認し、合意に達したところであります。

その内容は、まず事業主体は隠岐広域連合とすること、運航管理は隠岐汽船株式会社に指定管理制度で委託するとして、船種はジェットフォイルをはじめ広く国内外の船種を検討対象とすること、などでございます。

今後更に、具体的な検討を重ねてまいる予定でございまして、その結果につきましては後刻その都度、適宜ご報告申し上げますので、よろしくお願いたしたいと思っております。出来ましたら年度末までに方向を出さないと後の日程が大変窮屈になって参ります。そのような状況であろうかと思っております。

次に、本年度のジェット便の搭乗結果につきまして、ご報告申し上げます。

ジェット機就航5年目を迎えます本年は、去る7月16日から8月29日までの45日間、就航致しました。

本年も、昨年と同じように「MD90」150人乗りのジェット機が就航し、欠航もなく順調に運航されましたことは、大変喜ばしいことであったかと思っております。

搭乗率につきましては、目標は83%でしたが、実際は79.9%となりました、目標に掲げました83%には412席、また80%には12席届かない結果でございましたが、厳しい地域経済状況のもとで、一定の評価を頂ける数字ではないかと思っております。この件に関しましては、議員各位をはじめ、町民の皆様方や関係者の大勢の方々のご協力の賜物でございまして、ここに深く感謝を申し上げます。この結果を踏まえ、来年度に向けた取り組みを展開し、更なる交流人口の拡大や、観光産業の振興に繋げてまいりたいこのように考えておりますので、どうか引き続きよろしくお願いをいたします。

次に、第13回全国闘牛サミットにつきまして、ご報告申し上げます。

議長からもご報告がございましたが去る8月31日、北は岩手県久慈市から、南は鹿児島県

徳之島までの 7 つの自治体と 6 つの闘牛関係団体の皆様をお迎えいたしまして、都万羽衣荘にて、第 13 回全国闘牛サミット in 隠岐の島を開催させていただきました。

本町では、平成 10 年度の第 1 回、平成 11 年度の第 2 回に続きまして、今日が 3 回目のサミット開催となったところでございます。

今回のサミットでは、闘牛という貴重な伝統文化の保存伝承と、相互の交流、親善を深め、この資源を活かした個性的なまちづくりを図るとともに、闘牛の魅力を全国に向けて発信することを確認をいたしたところでございます。

サミット閉会後は、関係者の皆様方に「八朔大会」に出場する牛のオーナーのご家庭での前夜祭にご参加頂き、交流の輪を広げて頂いたところでございますが、これが大変な人気でございまして、お帰りになられる際に皆さんが「本当によかった」と良い評価をしていただきました。

また、翌 9 月 1 日は、闘牛サミット開催の記念大会といたしまして、八朔牛突き大会が佐山牛突き場において盛大に開催をされ、サミット参加者の皆様方は、土俵入りへの参加など、伝統ある「隠岐の牛突き」を堪能したところでございます。

なお、次回大会は新潟県小千谷市で開催することが決定となりましたが、今後もこのサミットを通しまして、相互の交流と親善を図りつつ、貴重な資源であります「牛突き」をまちづくりに活かしたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、東京で開催をされました地域医療シンポジュームの参加につきまして、ご報告を申し上げます。

去る 8 月 21 日、東京千代田区の新海運ビルにおきまして、社団法人「地域医療振興協会」主催の地域医療シンポジュームが開催をされまして、要請を受けシンポジストとして参加をさせて頂きました。席上、私にも発言の機会がありましたので、島内の少子高齢化と医療の現状、産婦人科や精神科を始めとする医師不足と医師招聘活動の状況、町財政への影響、離島医療の交付税措置や診療報酬点数の離島加算の必要性、国境離島の役割と定住に不可欠な医療水準の維持、などにつきまして訴えてまいりました。

このシンポジュームの内容につきましては、雑誌「月刊地域医学」に掲載される予定とのことでございます。地域医学関係者の皆さんが離島医療を考えるきっかけになれば更に幸いであると思っております。

次に、消防操法大会につきまして、ご報告申し上げます。

去る 8 月 29 日に、旧隠岐空港跡地におきまして 12 年ぶりとなる消防団の小型ポンプ操法

大会を開催いたしました。当日は、猛暑のなか 320 名の団員が参加をし、最初に全員による夏季訓練通常点検を行い、そのあと 10 チームによる操法大会が行われました。

各チームとも、消防署員の指導のもと、非常に熱心な事前練習が行われており、久方ぶりの大会とは思えないすばらしい操法を披露して頂き、頼もしい限りと喜んでいるところです。

結果は、優勝は浜那久班、準優勝が上那久班、3 位が原田班でございました。更なる精進と、習得いたしました技術を他の団員に広めていただき、消防団全体のレベルアップに繋げることを期待しているところでございます。

最後に、台風 9 号の被災及び対応につきまして、ご報告申し上げます。

台風 9 号は、去る 7 日の深夜から 8 日未明にかけて、隠岐島の南側を接近して通過いたしました。本町では 242.5 ミリという 1 日当たりの降雨量としては、観測史上最高の大雨となったところでございます。

この台風によりまして、大久地内の県道、飯田油槽所の裏山、日の出トンネル付近の水路などで被災がございましたが、幸いにして大事には至りませんでした。

また、上那久地区では 2 世帯 2 人の方々が自主的に避難されております。

役場では、7 日午後 7 時 35 分の大雨洪水警報の発表と同時に、警戒本部を立ち上げ、情報の収集と提供、高潮によります低地浸水の警戒、地区の巡回、施設の状況把握などにあたり、また消防団の待機態勢を確保しながら災害の発生に備えましたが、幸いにも緊急出動を要するような災害には至らず、台風通過後の 8 日午前 2 時 35 分に、担当部局を残し警戒本部を解散させていただいたところでございます。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げますが、6 月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、配付をいたしました関係資料に掲載しておりますので、ご参照をいただきますようよろしくお願い申し上げます行政報告に代えさせていただきます。

議長（米澤壽重）

以上で「行政報告」を終わります。

日 程 第 5、町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の、報告第 9 号「継続費精算報告書について」から認定第 15 号「平成 21 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの 38 件を一括して議題とします。

日 程 第 6、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

只今議題となりました38件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明を申し上げます。

報告第9号の「継続費精算報告書」についてご説明を申し上げます。

平成18年度から4カ年の継続事業で実施してまいりました、公共下水道処理場建設事業が、平成21年度で完了いたしましたので、地方自治法145条第2項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

次に、報告第10号の「隠岐の島町教育委員会事業の点検・評価について」でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしてまいりますため、「平成21年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」を行いましたので、評価委員会の意見を添えて報告するものでございます。

次に、報告第11号の「株式会社あいらんどの経営状況について」でございますが、平成21年度決算につきましては、当期の売上高は3億4,561万円余り、販売及び一般管理費等の支出総額は3億5,188万円で、当期差引き627万円の損益決算となっております。

株式会社あいらんど経営改善計画の当期目標に対し、売上高で2,439万円の減93.4%、当期純損益で227万円の赤字増となり、目標達成には至りませんでした。一方、対前年度比では、売上高で633万円余り減少いたしましたものの、赤字幅は247万円余り縮小することができ、若干ではありますが業績改善ができました。

計画目標を達成できなかった主な要因は、上期における不況、新型インフルエンザの流行や冷夏による宿泊客の減少が大きなものであったかと思えます。

このような中で、レインボープラザの宿泊者数につきましては、インターネット予約の導入による新規宿泊客の獲得や、秋の特別宿泊の企画など営業強化の成果が表れまして、前年比105.7%、586名の増加となっております。

また、平成21年9月からレストランりょうば、12月から隠岐島油槽所の運営を新たに受託をし業務を開始したところでございますが、りょうばにつきましては、オフシーズンに向かった受託、初期投資に費用が掛ったことから大幅な赤字となったそうでございます。

次に、平成 22 年度の事業計画についてでございますが、宿泊部門につきましては、ホームページのリニューアルを行い、前年に引き続きインターネット予約を充実させ誘客の強化を図ることと致しております。また、飲食部門につきましては、法事、宴会をはじめといたします島内の利用促進を図って参りますとともに、レインボープラザにおいては、隠岐産の食材を使ったメニューなど、近隣飲食店との差別化による集客ができるよう営業活動を精力的に行うものであります。

また、売上高目標を昨年を 2,800 万円上回る 3 億 9,800 万円、純利益を 100 万円とし、業務量の増、誘客強化、経営内容の改善に努め、当期の黒字化に向け取り組むものでございます。

同社の経営改善につきましては、引き続き指導、監督を行い、改善状況について議会へ報告していくところでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議第 83 号「平成 22 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」から議第 91 号「平成 22 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 9 件の補正予算についてご説明を申し上げます。

まず、議第 83 号の「平成 22 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、6 億 1,541 万 3 千円の追加でございます。補正後の予算額は 148 億 6,427 万 3 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、7 月 11 日の豪雨災害に伴うもの、あるいは地域活性化・公共投資臨時交付金事業に関するものを中心に、災害復旧関係事業費、町道、農林道改良事業費、福祉関係事業費及び農業活性化事業などについての予算案を提出させていただいているものです。

その具体的な内容は、総務費では、郵券代及び電話代の不足分や退職者の増によります退職手当特別負担金、旧中条小教員住宅解体工事、町税等の還付金及び確定申告に係ります委託料などの経費を増額補正するものでございます。また、新たに地区集会所の水洗化工事などの予算を計上いたしておりますし、地域活性化・公共投資臨時交付金事業として、旧飯田小体育館改修事業、町道・農道・林道・港湾の改良事業及び小中学校敷地内の舗装事業の予算を計上させていただいております。

次に、民生費では、障がい者福祉サービス負担金等の確定に伴う国、県への返還金などや中村デイサービスのボイラー取替工事、特別保育事業の補助単価変更、補助基準額・補助率等の変更によります、私立保育所運営費等の経費等を増額補正するものでございます。

次に、衛生費では、新型インフルエンザワクチン接種に係ります補助金などの確定に伴う返還金及び日本脳炎予防接種事業に係る経費などを増額補正するものであります。

次に、農林水産業費では、ライスセンターの改修工事及び企業の農業参入を支援する補助金などを増額補正するものでございます。

また、新たに7月の豪雨災害による五箇地区における林地崩壊防止事業の予算を増額補正するものでございます。

次に、商工観光費では、郷土館及び創生館の土産物や食料品など原材料の不足によります増額補正と、豪雨災害による都万地区塩の浜海岸清掃委託費の経費を増額補正するものでございます。

次に、土木費では、磯27号線の測量設計、隠岐病院前のウォーキングトレイル舗装事業及び有木2号線の改良事業に係ります予算を増額補正するものでございます。

次に、教育費でございますが、学校施設管理員の産休代替による賃金や布施公民館、都万公民館の移転に伴う経費及び隠岐島文化会館の屋根瓦修繕、陶芸場の屋根修繕などに係ります予算を増額補正をさせて頂いております。

次に、災害復旧費では、西村水田ほかの農業用施設、林道長尾田線ほかの林業施設、布施漁業倉庫ほかの水産業施設、西田箕浦線ほかの道路橋梁、都万目川他、河川及び斎場の法面などの災害復旧事業に係る予算を増額補正をさせて頂いております。

これらの財源につきましては、国・県補助金等の特定財源のほか、昨年の地域活性化・公共投資臨時交付金を財源に積み立てていました地域振興基金の繰入金及び町債などの増額計上と、一般財源には普通交付税の増額見込み及び繰越金の見込み額などを充当するものでございます。

ただし、臨時財政対策債につきましては、当初より減額の見込みとなりましたので、減額補正するものでございます。

また、歳入歳出予算の補正に伴いまして、地方債の限度額を増額する変更を行うものでございます。

次に、議第84号の「平成22年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、4,813万5千円の追加でありまして、補正後の予算額を19億1,351万7千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、後期高齢者支援金の支払額決定による増額と、平成21年度分の療養給付費等に係る国・県補助金の精算による返還金を増額補正するものでござい

ます。

この財源につきましては、前年度繰越金を充当するものでございます。

次に、議第 85 号の「平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 2 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、51 万 7 千円の追加でございます。補正後の予算額を 8,458 万 6 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、診療所医師の採用に伴います人件費の増額補正と県派遣医師の退任によります賃金を減額補正するものでございます。

財源につきましては、県補助金と繰越金を充当するものでございます。

次に議第 86 号の「平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 2 号）」につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、42 万 7 千円の追加でありまして、補正後の予算額を 1 億 6,362 万 1 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、医療従事者への強毒性新型インフルエンザ感染防止用パーテーション購入費、及び全自動血圧計の備品購入費を計上するものでございます。

財源につきましては、県補助金と繰越金を充当いたします。

次に議第 87 号の「平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 2 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、129 万 6 千円の追加でございます。補正後の予算額を 1 億 6,416 万 7 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、医療用器具の新規リース、及び新型インフルエンザ感染防止用パーテーションの購入費を計上するものでございます。

これらの財源につきましては、診療収入及び県補助金を充当するものでございます。

次に、議第 88 号の「平成 22 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、1,900 万円の追加でございます。補正後の予算額を 7 億 6,562 万 4 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、西郷地区公共下水道整備事業の管路布設工事請負費を補助制度の改正から増額をし、また、西郷浄化センター内の外周フェンス設置等の工事請負費を増額補正するものでございます。

この財源につきましては、起債を充当することを考えております。

次に、議第 89 号の「平成 22 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、133 万 7 千円の追加でございます。補

正後の予算額を 1,682 万 2 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、西郷港埠頭岸壁工事に伴い新たに整備をされ、本町が管理運営することになっております新駐車場の管理委託料などの経費を増額補正するものでございます。

これらの財源につきましては、駐車場使用料及び前年度繰越金を充当するものでございます。

次に、議第 90 号の「平成 22 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 2 号)」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、23 万 3 千円の追加でございまして、補正後の予算額を 3,621 万 8 千円とするものでございます。

補正の内容は、新型インフルエンザ感染防止策としてパーティション購入費、及び、遠隔地医療支援システム導入によります負担金を計上するものでございます。

これらの財源につきましては、県補助金及び繰越金を充当するものでございます。

次に、議第 91 号の「平成 22 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 1 号)」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、28 万円の追加でございまして、補正後の予算額を 1,221 万 4 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、診療所外壁はく離によります修繕料及び新型インフルエンザ感染防止用パーティションの購入費をそれぞれ計上するものでございます。

この財源には、県補助金及び繰越金を充当いたします。

次に、議第 92 号の「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、診療所の医師及び歯科診療所の歯科医師に支給をいたします初任給調整手当の額を、隠岐広域連合立隠岐病院の医師及び歯科医師の規定に揃えるものでございまして、離島手当導入時からの調整手当の支給額であります 20 万円を上限とするものでございます。また、医師及び歯科医師以外の規定については、該当する職が今後も見込まれないため、規定を削除するものでございます。

次に、議第 93 号の「隠岐の島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、診療所の医師及び歯科診療所の歯科医師の、往診業務及び救急業務に関する手当の規定を整備するものでございまして、町職員でございます医師手当の規定を、島根県や隠岐広域連合から派遣された医師との契約内容にこれを揃えるものでございます。

次に、議第 94 号の「隠岐の島町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例」につきましては、島根県乳幼児等医療費助成事業補助金交付要綱が改正をされたことに伴いましての改正でありまして、3 歳以上の就学前児童の自己負担の上限額を 3 歳未満の児童と同一にす

るものでございます。

次に、議第 95 号の「隠岐の島町牛突きセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてでございますが、これは、都万地区共同牛舎の設置に伴いまして、当該施設を設置及び管理条例にこれを加えるものでございます。

次に、議第 96 号の「隠岐の島町駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてでございますが、西郷港埠頭岸壁工事に伴い新たに整備された駐車場を、本町が管理運営することとなりました。従来の駐車場の名称の一部変更も併せまして条例の改正が必要となったものでございます。

これによりまして、隠岐汽船送迎車両の混雑解消、隠岐ふるさと直売所及び近隣の商店街の買い物客の利便性並びに地域の活性化を図ろうとするものでございます。

次に、議第 97 号の「隠岐の島町町民体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例」並びに、議第 98 号の「隠岐の島町町民運動場設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、布施小中学校の閉校に伴い、体育館及び運動場を地域の公共のスポーツ施設として住民の皆様方に供用することとし、それぞれの条例の一部改正を行なうものでございます。

次に、議第 99 号の「隠岐の島町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましてご説明を申し上げます。

この改正は、布施公民館、都万公民館の移転に伴いまして、その設置位置を改めること、及び布施公民館の使用料についての規定を新たに設定するものでございます。

まず、布施公民館につきましては、このたびの学校統廃合によりまして、学校跡利用の検討会の中で、校舎を公民館として利用することが、提案されたところでございまして、この度、移転設置するものでございます。

また、都万公民館につきましては、現在は、都万支所内に設置しておりますが、支所横の保健センターへの移転につきましての要望が従来から地域からございました。保健センターとしての機能を残しつつ、公民館の事務所を移転設置し、保健センター・公民館の双方の活用をしていくために条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第 100 号の「隠岐の島町児童館設置及び管理条例を廃止する条例」についてでございますが、町内 2 箇所に設置いたしております布施児童館及び五箇児童館は、地域における子どもの遊び場・居場所づくりや、放課後児童の育成・指導等を行なってまいりましたが、平成 18 年度以降今日まで児童館を利用する児童がほとんどいなくなりました。

また、常設保育所での特別保育事業の実施等によりまして、地域における子育て支援も充

実が図られていることから、10月1日を以って廃止するものでございます。

なお、施設の跡利用につきましては、自治会・区等での有効活用を考えているところでございます。

次に、議第101号の「島後清掃センター排ガス分析装置更新工事請負契約の締結について」でございますが、去る8月23日、5社による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社タクマが落札いたしましたので、同社と契約金額5,565万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

次に、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員10名のうち、藤野富子氏が本年12月31日をもって任期満了となりますが、引続き藤野富子氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、認定第1号の「平成21年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第15号「平成21年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの認定案件15件は、地方自治法第233条第3項の規定により、決算書の調製を終え監査委員の審査が終了をいたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の意見書をつけて、議会の認定に付するものでございます。

また、財政健全化法により、決算認定にあたり健全化判断比率とその関係書類につきましても監査委員の審査に付し、同法第3条の規定により監査委員の意見書をつけて当該比率を議会に報告させて頂くものでございます。

まず、一般会計決算の概要であります。歳入総額は161億3,992万3,406円、歳出総額は159億5,782万1,210円の決算となり、歳入歳出の差引額でございます形式収支額は1億8,210万2千円余の黒字となり、次年度への繰越財源を控除した実質収支額は1億2,917万9千円の黒字となったところでございます。

続きまして平成21年度普通会計決算における財政状況の概要についてご説明を申し上げます。

財政の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より更に4.1%低くなり92.2%となりました。このうち公債費の比率は、41.7%から38.4%となっております。また、公債費比率は前年度の23.7%か19.5%に推移し、財政健全化法の判断比率の一つとなっております実質公債費比率は、平成18年度は24.1%と起債の制限を受ける25%にあとわずかと迫っております。

したが、21年度決算における3年平均で表す指数は18.9%にまで下がってまいっております。

このように、行財政改革の推進などにより健全化へ向かって取り組んでまいりましたが、まだ、健全財政というには程遠いことや、町財政の主要財源であります交付税の動向で左右される財政指数でございますことから、交付税の動向に留意しつつ、更なる行財政改革の推進が必要な状況には変わりないかこのように考えているところでございます。

なお、地方債の残高につきましては、事業費縮減と繰上償還の効果もありまして、前年度比で18億4,500万円余りが減額になり、255億5,056万9千円となりまして、地方債現在高比率も272.3%と少しずつ改善をされてまいってきております。

基金の残高につきましては、交付税の増額や地域活性化・公共投資臨時交付金を財源とした積立を行い、前年度比で3億9,100万円余りの増額とな40億4,666万円の残高となっております。

次に、各特別会計についてでございますが、厳しい財政運営ではございましたが、一般会計からの繰入金などで収入を確保し、黒字決算とすることができました。

これら決算の概要につきましては、歳入歳出決算書をはじめ、配付をさせていただきました決算関係書類をご覧頂きますようお願い申し上げます、説明を省略させていただきますのでご了承をお願いいたします。

次に、財政健全化法に基づく判断比率についてでございますが、この判断比率には財政状況をフロー的に見る、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及びストック的に見る将来負担比率の四つの比率がございます。以前にご説明申し上げました。このうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の2つの比率につきましては、本町は全会計で黒字決算でありますので、算定の対象外となっております。

実質公債費比率につきましては、普通会計の決算概要でご説明申し上げましたとおり、早期健全化の基準数値25%に対し、本町の比率は18.9%でございまして、下回る結果となっております。

また、将来負担比率につきましては、基準数350%に対し、本町の比率は129.1%でありまして、これも大きく下回っております。

もう一点、公営企業における資金不足比率につきましては、本町の対象事業は上水道事業でございますが、資金不足になっておりませんので、対象外であることを報告いたします。

以上、38件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、なにとぞ慎重ご審議の上、適

切なご決定を賜りますようお願いをいたしまして提案理由の説明に代えさせていただきます。

議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

日 程 第 7、決 算 審 査 報 告

「決算審査報告」を行います。

監査委員に、審査及び監査の報告を求めます。

番外：大西代表監査委員

番外（ 代表監査委員 大 西 利 明 ）

平成 21 年度一般会計及び特別会計(企業会計を除く)の審査及び、平成 22 年度定期監査を次のように実施致しましたので、その結果及び意見・要望について報告いたします。

まず、実施期間は、平成 22 年 8 月 18 日から 8 月 24 日までの 5 日間実施をいたしました。

審査及び監査対象会計件数は、一般会計 1 件、特別会計 13 件でございます。

審査及び監査の状況でございますが、決算審査につきましては、平成 21 年度歳入歳出決算書・同付属書類・財産に関する調書等、その他関係調書に基づいて、計数に誤りはないか、予算の執行は適正になされているかを、事務事業の実施状況を聴取する等の方法で実施いたしました。

監査につきましては、現金出納検査及び事務執行適否監査を、担当者から状況説明を受けながら実施いたしました。

審査及び監査の結果については、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同付属書類の計数は、それぞれ正確に処理されており誤りがなかったことを認めました。

監査においては、出納検査の結果、歳計現金・歳計外現金・基金等の管理保管について正確に処理されていたことについて認めました。

財政状況及び審査意見についてでございますが、一般会計では予算額 179 億 4,128 万 3 千円に対し、収入済額は 161 億 3,992 万 3,406 円で収入率は 90.0%となっております。又、支出済額は 159 億 5,782 万 1,210 円で執行率は 88.9%となっております。

歳入歳出の差引額であります形式収支額は 1 億 8,210 万 2,196 円であり、翌年度への繰越財源 5,292 万 3 千円を控除した実質収支額は 1 億 2,917 万 9,196 円の黒字となっております。

特別会計 13 件につきましては、それぞれ黒字決算で会計年度を終えております。

意見といたしまして、予算の執行については、今後とも一般会計のみでなく、各特別会計

においても、徹底した経費節減を図るとともに、財源の確保と効果のある事務事業の執行をお願い申し上げておきたいと思えます。

課題でございますが、町税並びに法令等に基づく分担金負担金及び使用料手数料等の滞納処理については、納税推進室の増員を行い徴収業務に努めていることについては評価するものであります。

しかしながら、滞納額は年々増加の傾向にあり、今後とも全庁あげて徴収業務に一層の努力を行うよう望むものであります。

不納欠損処理については、個々の滞納者の実態調査並びに法的根拠に基づき適正な処理に努めていただきたい。とこのように思っております。

以上、平成 21 年度各会計決算審査及び平成 22 年度定期監査の報告といたします。

続きまして、平成 21 年度上水道事業会計決算審査について報告いたします。

審査日は、平成 22 年 7 月 6 日に行いました。

審査対象は、決算書・決算付属書類・関係諸帳簿類の計数及び内容についてでございます。

審査報告といたしまして、決算書その他関係諸表の計数は正確に処理されておりました。

また、予算の執行についても適正であったことを認めました。

審査意見として、決算審査を通じて上水道事業経営について意見を申し述べます。

本企業は、常に収益の向上に努め経費の節減、施設の管理運営に一層の努力と安定した経営を行うことを望むものであります。

営業収支についてでございますが、収益的収入関係では、使用水量は年々人口減などにより減少している。又、収益的支出関係では、固定資産除却費が前年より増加している。経常費用は前年より減となっているが、経常経費の減少額より給水収益の減少額が上回ったことにより、88 万 6,142 円の赤字決算となっております。今年度末の累積欠損額は 5,433 万 1,788 円であります。

課題といたしましては、水道料の未収金の徴収業務については、本庁の納税推進室と連携を図り、努力をしていることについて評価するものであります。

今後とも、一層の徴収業務に努めていただきたい。

また、予算の執行にあたっては、より効果的に又、経費節減に努めていただきたいと思えます。

以上、平成 21 年度上水道事業会計決算審査の報告といたします。

議長（米澤壽重）

以上で「決算審査報告」を終ります。

只今から、10時50分まで休憩いたします。

(本会議休憩宣告 10時37分)

議長(米 澤 壽 重)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 10時50分)

日 程 第 8、議案の委員会付託

「議案の委員会付託」を行います。 本日提案されました、認定第1号から認定第15号までの15件につきまして、先ほど、監査委員から「決算審査報告」がなされました。

本案を、常任委員会の審査に付することを議題といたします。

お諮りします。

本案は、お手元の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

従って、認定第1号から認定第15号までの15件は「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 10時51分)

(全員協議会開会宣告 10時51分)

議長(米 澤 壽 重)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 11時50分)

日 程 第 9、休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

明日、9月14日から17日までは、特別委員会及び決算審査の常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認め、その様に決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了いたしました。

次の本会議は、9月21日、火曜日、一般質問を行います。

本日は、これを以って散会します。

(散 会 宣 告 11時50分)

以 下 余 白